

科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 運営規則

令和 7 年 5 月 1 5 日
科学技術・学術審議会
研究開発基盤部会

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会研究開発基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 1 2 年政令第 2 7 9 号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成 1 3 年 2 月 1 6 日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員会及び作業部会）

第 2 条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 3 委員会等に主査を置き、当該委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 委員会等の主査は、当該委員会等の事務を掌理する。
- 5 委員会等の会議は、主査が招集する。
- 6 委員会等の主査は、委員会等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 委員会等の主査に事故があるときは、当該委員会等に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 委員会等の主査は、委員会等における調査の経過及び結果を部会に報告しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、主査が委員会等に諮って定める。

（書面による議決）

- 第 3 条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合、部会長が次の会議において報告をしなければならない。

]

(委員等の欠席)

第4条 委員等が部会を欠席する場合、代理人を部会に出席させることはできない。

2 部会を欠席する委員等は、部会長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 部会長の選任その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第6条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(Web 会議システムを利用した会議への出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、委員等は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した委員等の出席は、科学技術・学術審議会令第八条第3項の規定による出席に含めるものとする。

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、第5条により会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。